

## 食品表示法の施行等に伴う規約・施行規則の一部変更について

辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約及び同施行規則について、食品表示法が平成 27 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、それまで J A S 法、食品衛生法及び健康増進法により運用されていた表示に関する各種基準が食品表示基準に統合されたことから、従来の各種基準を引用している当該規約及び施行規則についても食品表示基準の条文等に対応させるため、同規約及び同施行規則の一部変更を行いました（平成 30 年 3 月 8 日公正取引委員会及び消費者庁認定、平成 30 年 3 月 30 日官報告示）。

主な変更点は、以下のとおりです。詳細は、規約及び同施行規則をご覧ください。

### ① 必要表示事項に「添加物」の項目を追加

添加物は、これまで、原材料名の項目の中で食品衛生法に基づき表示することとしていましたが、このたびの食品表示基準に準拠して、原材料名と添加物を区分して表示するよう、新たに「添加物」の項目を追加しました。

### ② 必要表示事項に「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」、「製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称」の項目を追加

事業者、製造所等の名称、住所等については、これまで、表示内容に責任を有する事業者と、食品の安全性の確保の観点から製造所等を表示するとの両方の事由から「事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地」の項目で表示していましたが、このたびの食品表示基準に準拠して、両方を区分して表示することとし、「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」、「製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称」の項目を追加しました。ただし、製造所等については、食品表示基準で定められた条件を満たす場合には、所在地等の省略又は製造所固有記号での代替表示が可能です。

### ③ 必要表示事項に「栄養成分の量及び熱量」の項目を追加

栄養成分表示は、これまでは任意でしたが、このたびの食品表示基準に準拠して、義務表示とし、「栄養成分の量及び熱量」の項目を追加しました。

### ④ 必要表示事項に「アレルギー」表示の項目を追加

アレルギーの表示は、これまでも食品衛生法によって義務表示事項でしたが、このたびの食品表示基準に準拠して、義務表示事項に追加しました。

⑤ 規約及び同施行規則の施行日は、規約変更の認定の官報告示日（平成 30 年 3 月 30 日）からと定められています。ただし、経過措置期間として、平成 32 年 3 月 31 日までは変更前の規約・同施行規則の規定の例によることができます。